

兵庫県産休・育休代替職員（中播磨地域）登録試験案内

◎重要なお知らせ

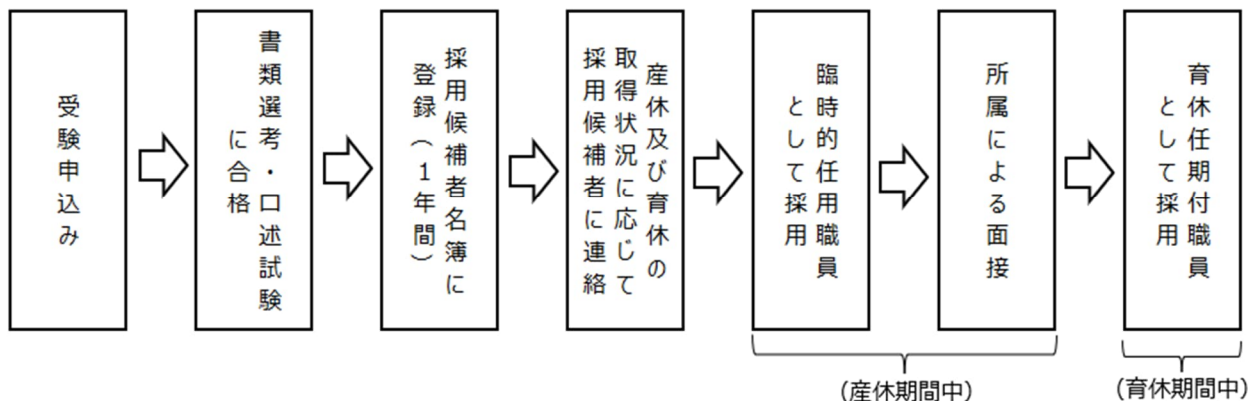
やむを得ない事情により試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。
変更内容については、中播磨県民センターホームページでお知らせしますので、
随時ご確認をお願いします。

- ◇受付期間 令和8年6月23日（火）～令和8年7月13日（月）17時 [必着]
- ◇試験日 令和8年7月29日（水）
- ◇勤務場所 中播磨県民センター内の各所属または中播磨県民センター管内の
地方機関

Ⅰ 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、中播磨県民センター又は中播磨県民センター管内の地方機関において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込時に選択していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職務内容
総合事務職	数名	中播磨県民センター又は中播磨県民センター管内の地方機関で行う総合行政事務

(注) 登録予定人員は、変更することがあります。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4 申込方法

(1) 申込方法

- ア 受付期間内に受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付の上、下記の申込先まで持参又は郵送してください。
- イ 学歴・職歴シートおよび自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と一緒に持参又は郵送してください。
(受験申込書、学歴・職歴シート及び自己PRカードはA4縦の片面印刷、ホチキス留めなしで提出してください。)
- ウ 書類選考の上、書類選考合格者のみ面接試験の日時・会場等を記載した案内を電子メールで送付しますので、受験申込書にPDF文書が受信可能なE-mailアドレスを必ず記載してください。

[申込先]

中播磨県民センター県民躍動室総務防災課総務担当（藤本）

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 Tel:079-281-3001(代) 内線:202

5 選考方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

面接試験では、責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（20分程度）

(2) 試験日

令和8年7月29日（水）※試験時間は受付後に別途メールでお知らせします。

(3) 試験会場

兵庫県姫路総合庁舎内（姫路市北条1丁目98番地）

6 合格発表

令和8年8月中旬頃に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」）に合格者の受験番号を掲載します。

※合格者にはメールで通知しますが、不合格者へ通知は行いませんのでご注意ください。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

約4ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。

なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高 校 卒	219,928 円（給料月額 206,700 円、地域手当 13,228 円[6.4%]※1）～ ※2
大 学 卒	252,806 円（給料月額 237,600 円、地域手当 15,206 円[6.4%]※1）～ ※2
上 限	285,471 円（給料月額 268,300 円、地域手当 17,171 円[6.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の9.4%～4.4%です。（姫路市内は6.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分 (7 時間 45 分×週 5 日)

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給/無給)の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項及び第 8 項を参照してください。